



長野県告示第143号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成29年3月23日

長野県知事 阿部 守一

1 起業者の名称

筑北村

2 事業の種類

筑北村役場駐車場増設整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

長野県東筑摩郡筑北村西条字梅ノ木田地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号要件（収用適格事業）

筑北村役場駐車場増設整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第31号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎その他直接その事務又は事業の用に供する施設に関する事業に該当することから、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号要件（起業者の意思と能力）

起業者である筑北村は、本件事業の遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための充分な意思と能力を有していると認められることから、本件事業は法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号要件（事業計画の公益性）

ア 本件事業の施行により得られる利益

筑北村（以下「村」という。）は、平成17年10月に本城村、坂北村及び坂井村の3村が合併した村であることから、村内には102もの集落が点在し、人口は、平成28年4月1日現在で4,853人、このうち65歳以上が2,056人と、高齢化率が42.4%に達している。村内の公共交通は、東日本旅客鉄道株式会社篠ノ井線の駅が旧本城村の西条と旧坂北村の坂北にあるほか、村営バスが運行されているが、旧村単位での運行が基本となっており、旧坂井村から旧本城村の村役場に来るためには、直通バスがなく、途中乗り換えで朝・昼・夕方の一日3本であるなど、路線によっては2から3時間に1本の運行のため、村内での交通手段は、自家用車の利用が一般的となっている。

平成17年の合併当時には、旧村単位での総合支所方式により、旧村役場で業務を行っていたが、平成27年7月に旧本城村役場を本庁とする庁舎の統合を行ったことにより、公用車31台（普通車25台、重機3台、大型車3台）及び職員等64名分のうち自動車で通勤する職員用50台分の合計81台分の常設駐車場が必要となった。

しかし、役場駐車場として利用できるスペースは、普通車74台分（うち身障者・高齢者用3台）であるため、公用車のうち普通車25台と歩行が困難である等の理由で通勤に支障がある職員用の13台の合計38台分を役場駐車場に置き、残る36台分を来庁者用の駐車場として確保しているが、職員が通勤

に利用する37台は、役場から離れた村営住宅駐車場や柔剣道場等に駐車し、公用車のうち重機3台及び大型車3台については、旧役場庁舎等に分散して管理されている。

庁舎の統合により、村が行う行事等が本庁で行われることとなり、議会や各種会議が行われる際には、駐車場が満車状態となり、来庁者が駐車場の通路など駐車区画外に駐車することにより駐車場通路が狭まり、高齢者の交通事故が発生するおそれや、車の陰から人が飛び出し接触事故の発生するおそれがあり、来庁者からも十分な駐車場の確保を求められている。

本件事業は、上記のような理由から、現在は農地である隣接土地を買収し、適正な規模の用地を確保して役場駐車場を整備するものである。

本件事業の施行により、次のような効果が期待できる。

(7) 来庁者の安全な駐車スペースの確保

来庁者の駐車スペースが36台から27台分増設し、63台となるとともに、役場駐車場に駐車している公用車を増設駐車場に移動することにより、高齢者や障がい者など、来庁者がより近く、安全に駐車場を利用することができる。

(8) 公用車の一括管理及び機動力の向上

公用車の駐車スペースが25台から6台分増設し、31台となることにより、3か所の旧役場に分散していた公用車を1か所で管理することができるため、旧役場に駐車していた公用車を利用するため使用する公用車が不必要になるとともに、役場から離れた場所に駐車してから通勤していた職員37台分の駐車場が整備されたため、職員の機動力も向上する。

イ 本件事業の施行により失われる利益

本件事業に係る起業地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により保護のため特別の措置を講ずべき文化財及び動植物は見受けられない。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業の起業地については、高齢者など来庁者の利便性、安全性、位置及び経済的観点から選定された3案を総合的に比較検討した結果、最も合理的であると認められる。

エ 比較衡量

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益と、本件事業の施行により失われる利益とを比較衡量した結果、前者が優越すると認められるため、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件（土地を収用する公益上の必要性）

ア 本件事業を早期に施行する必要性

本件事業は、地域住民が利用する役場駐車場に必要最小限となる駐車スペースを確保するもので、慢性的な駐車場不足により高齢者や障がい者の安全が脅かされていることから、本件事業は早期に施行されるべき事業と認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地及び収用地の範囲は、本件事業のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別について

も合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
筑北村役場総務課

地域振興課

長野県告示第144号

平成29年3月14日成立した平成28年度補正予算の要領は、次のとおりです。

平成29年3月23日

長野県知事 阿部守一

平成28年度長野県一般会計補正予算(第4号)

1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

(1) 歳 入

款	補正前の額	補 正 額	計
1 県 税	226,265,377	1,682,328	227,947,705
2 地方消費税清算金	82,156,000	△ 5,638,000	76,518,000
3 地 方 譲 与 税	37,212,001	△ 3,821,000	33,391,001
4 地方特例交付金	681,000	2,597	683,597
5 地 方 交 付 税	204,406,962	1,544,577	205,951,539
7 分担金及び負担金	3,449,621	△ 388,503	3,061,118
8 使用料及び手数料	17,999,765	8,070	18,007,835
9 国 庫 支 出 金	115,774,968	△ 11,194,052	104,580,916
10 財 産 収 入	2,166,450	249,283	2,415,733
11 寄 付 金	395,825	4,820	400,645
12 繰 入 金	19,809,851	△ 2,413,470	17,396,381
14 諸 収 入	76,095,066	△ 28,326,079	47,768,987
15 県 債	111,119,000	△ 241,000	110,878,000
歳 入 合 計	901,687,972	△ 48,530,429	853,157,543

(2) 歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費	1,457,358	14,816	1,472,174
2 総 務 費	37,210,201	△ 287,453	36,922,748
3 民 生 費	122,070,641	△ 1,174,164	120,896,477
4 衛 生 費	23,875,349	△ 975,830	22,899,519
5 労 働 費	2,656,335	384,513	3,040,848
6 環 境 費	3,698,366	△ 461,086	3,237,280
7 農 林 水 産 業 費	53,122,572	△ 7,784,783	45,337,789
8 商 工 費	72,259,365	△ 27,882,283	44,377,082
9 土 木 費	111,313,127	△ 4,338,578	106,974,549
10 警 察 費	44,446,037	347,177	44,793,214
11 教 育 費	205,467,084	△ 636,019	204,831,065
12 災 害 復 旧 費	6,357,690	△ 3,791,122	2,566,568
13 公 債 費	133,657,890	△ 1,845,243	131,812,647
14 諸 支 出 金	83,995,957	△ 100,374	83,895,583
歳 出 合 計	901,687,972	△ 48,530,429	853,157,543

2 繰越明許費補正

鉄道振興対策費ほか107件 金額 43,465,300 千円

3 債務負担行為補正

道路改築事業 限度額 500,000 千円

4 地方債補正

防災行政無線整備事業費ほか33件 限度額 △ 241,000 千円

平成28年度長野県公債費特別会計補正予算(第1号)

(単位:千円)

歳入歳出予算補正

(1) 歳 入

款	補正前の額	補 正 額	計
1 財産収入	861,413	△ 27,820	833,593
2 繰入金	181,228,902	△ 1,839,746	179,389,156
歳入合計	254,590,315	△ 1,867,566	252,722,749
(2) 歳 出			
款	補正前の額	補 正 額	計
1 公債費	254,590,315	△ 1,867,566	252,722,749
歳出合計	254,590,315	△ 1,867,566	252,722,749

平成28年度長野県流域下水道事業費特別会計補正予算(第2号)

(単位:千円)

1 歳入歳出予算補正

(1) 歳 入

款	補正前の額	補 正 額	計
1 負担金	5,804,628	△ 529,515	5,275,113
2 国庫支出金	2,638,290	△ 915,920	1,722,370
3 繰入金	2,374,568	△ 27,470	2,347,098
4 諸収入	10,781	13,139	23,920
5 県債	1,366,285	△ 265,249	1,101,036
6 繰越金	489,894	4,091	493,985
歳入合計	12,684,446	△ 1,720,924	10,963,522
(2) 歳 出			
款	補正前の額	補 正 額	計
1 流域下水道事業費	10,079,446	△ 1,704,924	8,374,522
2 公債費	2,605,000	△ 16,000	2,589,000
歳出合計	12,684,446	△ 1,720,924	10,963,522

2 繰越明許費

流域下水道事業費 金額 1,463,346 千円

3 地方債補正

流域下水道事業費 限度額 △ 265,249 千円

平成28年度長野県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第1号)

(単位:千円)

歳入歳出予算補正

(1) 歳 入

款	補正前の額	補 正 額	計
2 繰越金	185,468	1,269	186,737
3 諸収入	544,722	△ 449,155	95,567
歳入合計	736,747	△ 447,886	288,861

(2) 歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
1 小規模企業者等設備導入資金	736,747	△ 447,886	288,861
歳出合計	736,747	△ 447,886	288,861

平成28年度長野県農業改良資金特別会計補正予算(第1号)

(単位:千円)

歳入歳出予算補正

(1) 歳 入

款	補正前の額	補 正 額	計
1 貸付勘定収入	57,756	920	58,676
歳入合計	60,262	920	61,182

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
1 農業改良資金	60,262	920	61,182
歳出合計	60,262	920	61,182

平成28年度長野県県営林経営費特別会計補正予算(第1号)

1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金	45,741	△ 21,341	24,400
2 財産収入	44,190	△ 16,101	28,089
3 繰入金	203,435	△ 6,771	196,664
4 繰越金	21,981	△ 14,572	7,409
5 諸収入	25,303	△ 4,626	20,677
6 県債	45,000	△ 34,000	11,000
歳入合計	385,650	△ 97,411	288,239

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
1 県営林経営費	385,650	△ 97,411	288,239
歳出合計	385,650	△ 97,411	288,239

2 繰越明許費

県有林造林事業費ほか1件 金額 26,488 千円

3 地方債補正

県営林造林事業費 限度額 △ 34,000 千円

平成28年度長野県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算補正

(単位:千円)

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
1 貸付勘定収入	223,000	△ 100,000	123,000
歳入合計	224,960	△ 100,000	124,960

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
1 林業改善資金	221,960	△ 100,000	121,960
歳出合計	224,960	△ 100,000	124,960

平成28年度長野県高等学校等奨学資金貸付金特別会計補正予算(第1号)

歳入歳出予算補正

(単位:千円)

(1) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
2 諸収入	164,066	△ 22,525	141,541
3 繰越金	18,227	△ 18,227	0
歳入合計	188,200	△ 40,752	147,448

(2) 歳出

款	補正前の額	補正額	計
1 貸付金	179,220	△ 38,883	140,337
3 債還金	3,073	△ 1,869	1,204
歳出合計	188,200	△ 40,752	147,448

平成28年度長野県企業特別会計補正予算

(単位:千円)

会計名	既決予定額	補正予定額	計
電気事業会計(第1号)	6,569,916	△ 277,454	6,292,462
水道事業会計(第1号)	9,055,825	△ 6,505	9,049,320
合計	15,625,741	△ 283,959	15,341,782

財政課

長野県告示第145号

平成29年3月14日成立した平成29年度予算の要領は、次のとおりです。

平成29年3月23日

長野県知事 阿部守一

平成29年度長野県一般会計予算

(単位:千円)

1 歳入歳出予算

(1) 歳入

款	本年度	前年度	比較
1 県税	227,482,545	226,265,377	1,217,168
2 地方消費税清算金	78,744,000	82,156,000	△ 3,412,000
3 地方譲与税	37,510,001	37,212,001	298,000
4 地方特例交付金	736,000	681,000	55,000
5 地方交付税	198,146,000	203,990,000	△ 5,844,000
6 交通安全対策特別交付金	770,000	787,000	△ 17,000
7 分担金及び負担金	2,554,031	2,875,141	△ 321,110
8 使用料及び手数料	17,888,360	17,999,765	△ 111,405
9 国庫支出金	101,732,344	106,305,648	△ 4,573,304
10 財産収入	1,774,899	2,166,450	△ 391,551
11 寄付金	399,855	395,125	4,730
12 繰入金	20,072,979	19,377,219	695,760
13 繰越金	1	1	0
14 諸収入	69,631,470	75,387,058	△ 5,755,588
15 県債	105,156,000	100,094,000	5,062,000
歳入合計	862,598,485	875,691,785	△ 13,093,300

(2) 歳出

款	本年度	前年度	比較
1 議会費	1,462,770	1,457,358	5,412
2 総務費	34,195,754	37,027,733	△ 2,831,979
3 民生費	123,580,842	121,604,036	1,976,806
4 衛生費	21,979,603	23,449,768	△ 1,470,165
5 労働費	3,024,845	2,609,280	415,565
6 環境費	3,145,470	3,685,398	△ 539,928
7 農林水産業費	43,100,407	44,540,267	△ 1,439,860
8 商工費	65,833,022	72,142,715	△ 6,309,693
9 土木費	97,433,263	95,355,863	2,077,400
10 警察費	43,748,722	44,425,474	△ 676,752
11 教育費	208,835,123	205,282,356	3,552,767
12 災害復旧費	3,517,494	6,357,690	△ 2,840,196
13 公債費	130,044,832	133,657,890	△ 3,613,058
14 諸支出金	82,596,338	83,995,957	△ 1,399,619
15 予備費	100,000	100,000	0
歳出合計	862,598,485	875,691,785	△ 13,093,300

2 債務負担行為			
しなの鉄道設備投資資金等借入金損失補償ほか58件	限度額	44,712,531 千円	
3 地方債			
防災行政無線整備事業費ほか42件	限度額	105,156,000 千円	
4 一時借入金			
借入れの最高額		130,000,000 千円	
5 歳出予算の流用			
各項に計上した給料及び職員手当等に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用			

平成29年度長野県市町村振興資金貸付金特別会計予算

歳入歳出予算

(単位：千円)

(1) 歳 入

款	本 年 度	前 年 度	比 較
1 諸 収 入	105,146	154,793	△ 49,647
2 繰 越 金	59,921	99,800	△ 39,879
歳 入 合 計	165,067	254,593	△ 89,526

(2) 歳 出

款	本 年 度	前 年 度	比 較
1 貸 付 金	50,000	100,000	△ 50,000
2 繰 出 金	115,067	154,593	△ 39,526
歳 出 合 計	165,067	254,593	△ 89,526

平成29年度長野県公債費特別会計予算

1 歳入歳出予算

(単位：千円)

(1) 歳 入

款	本 年 度	前 年 度	比 較
1 財 産 収 入	827,384	861,413	△ 34,029
2 繰 入 金	176,276,737	181,228,902	△ 4,952,165
3 県 債	71,100,000	72,500,000	△ 1,400,000
歳 入 合 計	248,204,121	254,590,315	△ 6,386,194

(2) 歳 出

款	本 年 度	前 年 度	比 較
1 公 債 費	248,204,121	254,590,315	△ 6,386,194
歳 出 合 計	248,204,121	254,590,315	△ 6,386,194

2 地方債

長野県平成18年度第3回公債借換債ほか13件 限度額 71,100,000 千円

平成29年度長野県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

歳入歳出予算

(単位：千円)

(1) 歳 入

款	本 年 度	前 年 度	比 較
1 繰 入 金	4,607	7,649	△ 3,042
2 繰 越 金	299,634	455,451	△ 155,817
3 諸 収 入	243,858	248,724	△ 4,866
歳 入 合 計	548,099	711,824	△ 163,725

(2) 歳 出

款	本 年 度	前 年 度	比 較
1 貸 付 金	539,325	700,979	△ 161,654
2 事 務 費	8,774	10,845	△ 2,071
歳 出 合 計	548,099	711,824	△ 163,725

平成29年度長野県心身障害者扶養共済事業費特別会計予算

(単位：千円)

歳入歳出予算

(1) 歳 入

	本 年 度	前 年 度	比 較
1 国 庫 支 出 金	81,491	81,503	△ 12
2 諸 収 入	251,675	245,965	5,710
3 掛 金 収 入	39,339	41,420	△ 2,081
4 財 産 収 入	93	93	0
5 繰 入 金	91,667	91,064	603
6 繰 越 金	1	1	0
歳 入 合 計	464,266	460,046	4,220

(2) 歳 出

	本 年 度	前 年 度	比 較
1 心身障害者扶養共済事業費	464,266	460,046	4,220
歳 出 合 計	464,266	460,046	4,220

平成29年度地方独立行政法人長野県立病院機構施設整備等資金貸付金特別会計予算

1 歳入歳出予算

(単位：千円)

(1) 歳 入

	本 年 度	前 年 度	比 較
1 諸 収 入	2,946,693	3,124,773	△ 178,080
2 県 債	1,511,300	2,807,400	△ 1,296,100
歳 入 合 計	4,457,993	5,932,173	△ 1,474,180

(2) 歳 出

	本 年 度	前 年 度	比 較
1 貸 付 金	1,511,300	2,807,400	△ 1,296,100
2 公 債 費	2,946,693	3,124,773	△ 178,080
歳 出 合 計	4,457,993	5,932,173	△ 1,474,180

2 地方債

地方独立行政法人長野県立病院機構施設整備等資金貸付金 限度額 1,511,300 千円

平成29年度長野県流域下水道事業費特別会計予算

1 歳入歳出予算

(単位：千円)

(1) 歳 入

	本 年 度	前 年 度	比 較
1 負 担 金	5,485,166	5,804,628	△ 319,462
2 国 庫 支 出 金	1,695,550	2,638,290	△ 942,740
3 繰 入 金	2,391,036	2,374,568	16,468
4 諸 収 入	179,620	10,781	168,839
5 県 債	1,222,977	1,366,285	△ 143,308
歳 入 合 計	10,974,349	12,194,552	△ 1,220,203

(2) 歳 出

	本 年 度	前 年 度	比 較
1 流域下水道事業費	8,350,349	9,589,552	△ 1,239,203
2 公 債 費	2,624,000	2,605,000	19,000
歳 出 合 計	10,974,349	12,194,552	△ 1,220,203

2 債務負担行為

流域下水道事業 限度額 2,477,436 千円

3 地方債

流域下水道事業費 限度額 1,222,977 千円

平成29年度長野県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

(単位：千円)

歳入歳出予算

(1) 歳 入

	本 年 度	前 年 度	比 較
1 繰 入 金	7,846	6,557	1,289
2 繰 越 金	11,169	185,468	△ 174,299
3 諸 収 入	4,864,242	544,722	4,319,520
歳 入 合 計	4,883,257	736,747	4,146,510

(2) 歳 出

	本 年 度	前 年 度	比 較
1 小規模企業者等設備導入資金	4,883,257	736,747	4,146,510
歳 出 合 計	4,883,257	736,747	4,146,510

平成29年度長野県農業改良資金特別会計予算

(単位：千円)

歳入歳出予算

(1) 歳 入

	本 年 度	前 年 度	比 較
1 貸付勘定収入	124,935	57,756	67,179
2 業務勘定収入	2,305	2,440	△ 135
3 予備費勘定収入	77	66	11
歳 入 合 計	127,317	60,262	67,055

(2) 歳 出

	本 年 度	前 年 度	比 較
1 農業改良資金	127,317	60,262	67,055
歳 出 合 計	127,317	60,262	67,055

平成29年度長野県漁業改善資金特別会計予算

(単位：千円)

歳入歳出予算

(1) 歳 入

	本 年 度	前 年 度	比 較
1 貸付勘定収入	5,173	5,533	△ 360
2 予備費勘定収入	710	710	0
歳 入 合 計	5,883	6,243	△ 360

(2) 歳 出

	本 年 度	前 年 度	比 較
1 漁業改善資金	5,883	6,243	△ 360
歳 出 合 計	5,883	6,243	△ 360

平成29年度長野県県営林経営費特別会計予算

1 歳入歳出予算

(単位：千円)

(1) 歳 入

	本 年 度	前 年 度	比 較
1 国庫支出金	45,165	45,741	△ 576
2 財産収入	42,254	44,190	△ 1,936
3 繰 入 金	202,072	203,435	△ 1,363
4 繰 越 金	17,150	21,981	△ 4,831
5 諸 収 入	24,755	25,303	△ 548
6 県 債	45,000	45,000	0
歳 入 合 計	376,396	385,650	△ 9,254

(2) 峴出

	本年度	前年度	比較
1 県営林経営費	376,396	385,650	△ 9,254
歳出合計	376,396	385,650	△ 9,254
2 地方債			
県営林造林事業費	限度額	45,000 千円	

平成29年度長野県林業改善資金特別会計予算

歳入歳出予算

(単位：千円)

(1) 峴入

	本年度	前年度	比較
1 貸付勘定収入	83,000	223,000	△ 140,000
2 業務勘定収入	1,633	1,960	△ 327
歳入合計	84,633	224,960	△ 140,327

(2) 峴出

	本年度	前年度	比較
1 林業改善資金	81,633	221,960	△ 140,327
2 林業就業促進資金	3,000	3,000	0
歳出合計	84,633	224,960	△ 140,327

平成29年度長野県高等学校等奨学資金貸付金特別会計予算

歳入歳出予算

(単位：千円)

(1) 峴入

	本年度	前年度	比較
1 繰入金	7,189	5,907	1,282
2 諸収入	133,904	164,066	△ 30,162
3 繰越金	0	18,227	△ 18,227
歳入合計	141,093	188,200	△ 47,107

(2) 峴出

	本年度	前年度	比較
1 貸付金	131,052	179,220	△ 48,168
2 事務費	7,189	5,907	1,282
3 償還金	2,852	3,073	△ 221
歳出合計	141,093	188,200	△ 47,107

平成29年度長野県企業特別会計予算

(単位：千円)

会計名	本年度	前年度	比較
電気事業会計	4,425,537	6,569,916	△ 2,144,379
水道事業会計	9,470,543	9,055,825	414,718
合計	13,896,080	15,625,741	△ 1,729,661

財政課

長野県告示第146号

次に掲げる土地の区域は土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「省令」という。）第31条第1項の基準に適合しないため、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な土地の区域（以下「要措置区域」という。）として次のとおり指定します。

平成29年3月23日

長野県知事 阿部 守一

1 土地の区域（要措置区域）

岡谷市湖畔一丁目97番の一部、97番2の一部、104番1の一部、104番3の一部及び109番の一部

2 省令第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

ベンゼン

六価クロム化合物

3 法第7条第1項の規定により指示した措置

岡谷市湖畔一丁目104番1の一部、104番3の一部及び109番の一部の区域については、地下水の水質の測定

岡谷市湖畔一丁目97番の一部、97番2の一部、104番1の一部、104番3の一部及び109番の一部の区域については、原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

水大気環境課

長野県告示第147号

次に掲げる土地の区域は土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「省令」という。）第31条第1項及び第2項の基準に適合しないため、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない土地の区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定します。

平成29年3月23日

長野県知事 阿部 守一

1 土地の区域（形質変更時要届出区域）

岡谷市湖畔一丁目97番の一部、97番2の一部、97番3の一部、104番1の一部、104番3の一部及び109番の一部

2 省令第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

シアノ化合物

水銀及びその化合物

セレン及びその化合物

鉛及びその化合物

砒素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

ほう素及びその化合物

3 省令第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

砒素及びその化合物

水大気環境課

長野県告示第148号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成29年3月23日

長野県知事 阿部 守一

1 施行者の名称

高森町

2 都市計画事業の種類及び名称

高森都市計画下水道事業 高森町公共下水道

3 事業施行期間

平成7年3月9日から

平成36年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成7年長野県告示第204号、平成12年長野県告示第214号、平成16年長野県告示第542号、平成23年長野県告示第174号の事業地のうち山吹及び吉田及び下市田地内において事業地を変更し、大島山及び上市田を追加する。

生活排水課

長野県告示第149号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成29年3月23日

長野県知事 阿部 守一

1 施行者の名称

箕輪町

2 都市計画事業の種類及び名称

箕輪都市計画下水道事業 箕輪町公共下水道

3 事業施行期間

平成元年11月20日から

平成34年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成元年長野県告示第796号、平成6年長野県告示第866号、平成7年長野県告示第661号、平成9年長野県告示第647号、平成12年長野県告示第357号、平成13年長野県告示第431号、平成17年長野県告示第223号、平成22年長野県告示第103号及び平成23年長野県告示第141号の事業地に大字中曾根字下原及び字中曾根の一部を加える。

生活排水課

長野県告示第150号

合併処理浄化槽整備事業補助金交付要綱（平成元年長野県告示第387号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行します。

平成29年3月23日

長野県知事 阿部 守一
第8中「所管地方事務所」を「所管地域振興局」に改める。

生活排水課

長野県告示第151号

次の区域を信州ものづくり産業投資応援条例（平成17年長野県条例第25号）第1条第2項第5号に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域とします。

平成29年3月23日

長野県知事 阿部 守一
上水内郡飯綱町大字牟礼字東小向1780番1

産業立地・経営支援課

長野県告示第152号

次の区域を信州ものづくり産業投資応援条例（平成17年長野県条例第25号）第1条第2項第5号に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域とします。

平成29年3月23日

長野県知事 阿部 守一
埴科郡坂城町大字上平字小野沢1434番4、1434番12、1434番13、1434番56、1434番57、1434番62、1434番64、1434番65、1434番66、1435番2、1435番4、1435番6及び1435番8

産業立地・経営支援課

長野県告示第153号

次の区域を信州ものづくり産業投資応援条例（平成17年長野県条例第25号）第1条第2項第5号に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域とします。

平成29年3月23日

長野県知事 阿部 守一
諏訪郡富士見町富士見字大久保1004番1及び字下原山248番76

産業立地・経営支援課

長野県飯田建設事務所告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成29年4月6日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年3月23日

長野県飯田建設事務所長 西元宏任

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 418号

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡壳木村290番の1地先から 下伊那郡壳木村719番の6地先まで	旧	7.0～18.0	0.7730
同上	新	7.0～18.0 10.3～16.1	0.7730 0.7764

道路管理課

長野県千曲建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成29年4月6日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県千曲建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成29年3月23日

長野県千曲建設事務所長 丸山義廣

1 道路の種類 県道

2 路線名 長野上田線

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
千曲市大字上山田字神戸901番の31 地先から 千曲市大字上山田字神戸876番の6 地先まで	旧	8.2～12.7	0.2340
同上	新	9.8～15.4	0.2340

道路管理課